

策定年月日	平成 17 年 4 月 8 日
変更年月日	平成 18 年 8 月 3 日
変更年月日	平成 22 年 6 月 8 日
変更年月日	平成 23 年 7 月 29 日
変更年月日	平成 26 年 9 月 30 日
変更年月日	平成 28 年 10 月 31 日
変更年月日	令和 3 年 7 月 30 日
変更年月日	令和 5 年 11 月 3 日

内子町農業経営基盤強化促進 に関する基本構想

(令和 5 年 11 月変更)

内 子 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P1
1	内子町農業の現状と振興方針	P1
2	農業構造の実態	P1
3	農業経営基盤強化の方向	P1
4	支援措置	P3
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	P5
	○目標営農型一覧表	
	○目標営農類型基本的指標	
第 3	新に農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的な指標	P15
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	P16
1	農業を担う者の確保及び育成	P16
2	内子町が主体的に行う取り組み	P16
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	P16
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・ 育成のための情報収集・相互提供	P16
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他効率的かつ総合的な利用に関する事項	P17
1	効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地に占める面積のシェアの目標・ 効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標	P17
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	P17
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	P18
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の 区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	P18
2	利用権設定等促進事業に関する事項	P18
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	P23
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	P25
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	P25
6	新規就農青年等の確保育成を促進するための取組	P25
7	農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を 促進する事項	P26
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	P26
第 7	その他	P27
別紙 1	(第 6 の 2 (1) ⑥関係)	P28
別紙 2	(第 6 の 2 (2) 関係)	P29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 内子町農業の現状と振興方針

内子町は、愛媛県の南西部からほぼ中央に位置し、肱川支流小田川の流域にあり、標高 40mから600m前後の中腹部に多くの集落と耕地が開けている。総面積は299.5km²、その内農地面積は21.96km²で7.3%を占めているにすぎない中山間農業地域である。

内子町の農業は、落葉果樹が中心で、野菜や畜産等と多種にわたっているが、農業生産に対する諸条件の変化に伴い、生産基盤の脆弱化を招いている。これら環境の変化に即応しつつ、地域の合意形成を図りながら農業経営改善を進めるとともに、生産物の品質向上・コストの低減をめざし、気候風土に適した農産物の栽培及び地域農業を確立させる。

また、脆弱な生産基盤に対処するため中核農家と兼業農家、畜産農家と耕種農家等の有機的な連携により、共存できる適地適作による地域複合農業の生産組織化を確立し、農業機械の共同利用、農作業の受委託、利用権の設定等による低コスト生産を助長させ足腰の強い農業経営体として担い手を育成確保する。

内子町では、昭和60年度から「知的農村塾」を開講し、「高次元農業のムラづくり」「知的な生産・生活の追求」をめざしてきた。この間、農業を知的産業としてとらえ、高収益作物への転換、農産物の付加価値化・商品化を行ってきた。このような地域の活性化を図る動きは、果樹の観光農園や地域食材を活かした加工食品開発として醸成された。内子町では、これらの支援により「内子フレッシュパークからり」や「小田の郷・せせらぎ」を整備し、特産品開発や農産物の周年供給体制整備、地域食材の提供、農業情報ネットワークの構築等を展開している。このように地域に根ざした産業を確立することによって、整備された山々や自然環境・農村景観の保全を基調とした農山村振興へと展開し、区画形質の変更や生活道の整備を促進し、経済性・利便性とあわせて快適性・文化性にも波及させるよう努める。

また、中山間地域が多く、担い手不足、荒廃農地の増大等の構造的な課題を抱えている内子町においては、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号、以下「農地バンク法」という。）第 2 条第 4 項に規定する（以下「農地中間管理機構」という。））を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組を一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革一層加速していく必要がある。そのため農業生産の基盤である優良農地については、内子農業振興地域整備計画に即して確保に努め土地改良事業等による生産基盤整備については、農地中間管理機構との連携に配慮しつつ一層の充実を図る。また、遊休農地の解消と農用地の高度利用を促進するため農地保有合理化事業等の構造政策活動を一層強化し、農業集落ごとの合意形成を促す。

内子町においては、平成12年度に四国縦貫自動車道が整備され、並びに在来線の拡張、改修が進み交通アクセスの拠点になりつつある。また、並行して観光資産を活かした観光・レクリエーションが定着しており、高齢農家、兼業農家を含めた主幹作物の振興と観光農園、市民農園を含めた高能率生産団地の形成を図る。また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等や農業法人等に就農しようとする青年等に対し関係者が一体となった支援活動の強化に取り組みながら、新規就農青年等の確保育成をより一層推進するものとする。

2 農業構造の実態

内子町の農業構造については、60 歳未満の基幹的農業専従者のいる農家や新たに就農する若年労働力が減少する一方、高齢専業農家や後継者のいない農家が急速に増加する等脆弱な構造となっている。

特に、山間部の小さな地域においては、過疎化の進行も相まって、遊休農地が増加する等農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そのものが困難な地域もみられる。

3 農業経営基盤強化の方向

(1) 構造再編の方向

内子町は、このような問題に対処していくためには、農業を内子町の基幹産業として振興し、若者が農

業を魅力とやりがいのある職業として感じ地域に定着できるような、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その現実に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。このため内子町は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、増加傾向にある遊休農地及び今後遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）の実態把握を通じた発生防止・解消その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、本町の農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、10年後に実現可能性のある目標とするため、内子町内において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得概ね380万円）を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手としての数の確保、経営体の担い手としての能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、1年間に3人の新規就農者を確保することを目標とし（ただし、農業法人等に就職しようとする青年等を除く。）、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、内子町及び周辺市町他産業従事者や優秀な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたりおおむね2000時間）の水準を達成しつつ、経営がおおむね軌道に乗る時点（就農後5年目）には農業で生計が成り立つ年間農業所得250万円とするとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後5年目）の年間農業従事日数、就業内容、役職を目標として設定する。

(2) 構造再編の方法

この目標を達成するため、集落における話合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の有機的な連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

ア 優良農地を確保するとともに、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項に規定する農業経営基盤強化促進事業をいう。以下同じ。）及び農地中間管理事業（農地バンク法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構が行う特例事業等（法第7条各号に掲げる事業をいう。以下同じ）（以下農地中間管理事業及び特例事業を総称して「農地中間管理事業等」という。）を積極的に活用し、経営規模の拡大と経営改善を図り、地域及び各経営体の実態に応じた法人化を促進する。

イ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化により農作業の効率化を促進する。

ウ 地域の実情に応じて、農地の区画整備、水田の汎用化、かんがい排水施設の整備など、各種農業基盤整備事業を農家負担に配慮しながら積極的に推進し、生産性の向上を促進する。

エ 高収益作物の導入及び競争に打ち勝つ産地形成を推進するとともに、実需者の多様なニーズに対応するため、生産、加工、流通の一体化等農業の6次産業化に向けた取り組みを積極的に促進する。

オ 新規就農者の受け入れのために、地域の実情に応じた、土地利用調整、技術研修、営農指導体制の整備を、農業協同組合等を活かしながら推進し、地域をリードする農業者に育成する。

なお、規模の大きい先進的な法人経営体については、新規就農者（後日独立して農業経営を開始する予定者を含む。）の受け皿としても位置づけ、支援する。

カ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

キ 効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家

等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全なコミュニティへの発展を図る。

ク 新規就農青年等の育成確保にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細やかな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。

(ア) 意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。

(イ) 営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまで個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。

(ウ) 青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

(エ) 若者が希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

ケ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、地域及び営農の実態等に即し、多様な担い手を以下のように位置づけ、その育成を図る。

(ア) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完する受託組織等

町、農協等が参画した第3セクターやサービス事業体等の農作業受託組織については、農作業の受託を通じ育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完するものとして、その育成を図る。

(イ) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に即した多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。特に、集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担うことを考慮し、組織自体の協業経営化・法人化による組織経営体、組織内のオペレーター等の専従的農家から個別経営体への発展を支援し、その経営発展を加速することにより、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

コ 遊休農地の実態を把握し、このうち農業上の利用の増進を図る必要のあるものについて、農地としての効率的な利用の確保及び遊休農地の発生防止・解消を図るための措置を講ずる。

サ 地域農業の維持、発展を図る上で必要な場合には、地域の農業者等との適切な役割分担のもと、安定的かつ効率的な農業経営に取り組むことを原則とし、担い手として積極的に一般企業の参入を図る

4 支援措置

内子町は、将来の内子町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、内子町は、農業協同組合、農業委員会、普及組織等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、内子町担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の内子町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や総合の連携が図られるよう誘導する。あわせて新規就農者等に対しても就農定着や経営安定が図れるよう支援する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体等の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、内子町農協農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及組織の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である旧内子町地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、内子町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業や事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

【目標営農類型一覧表】

経営体別	営 農 類 型 別		経 営 規 模
個別経営体	土地利用型	果樹（単作）（カキ）	3.00ha
		果樹（複合）（カキ・モモ・ナシ）	2.20ha
		果樹（複合）（カキ・キウイ）	1.50ha
		果樹（複合）（キウイ・モモ）	1.00ha
		果樹（単作）（ブドウ）	1.60ha
		水稲＋果樹（ブドウ・カキ）	4.10ha
		水稲＋果樹（ブドウ）	2.00ha
		葉たばこ＋水稲＋野菜（キュウリ）	1.50ha
		葉たばこ＋水稲＋乾椎茸	1.50ha
		若 松	0.80ha
	施設型	水稲＋野菜（キュウリ・イチゴ）	1.00ha
		菌床椎茸	13,000床
		水稲＋野菜（トマト）＋乾椎茸	0.90ha
		水稲＋花卉（オリエントユリ・デフィニウム）	1.10ha
	畜 産	酪 農	経産牛40頭・肥育牛20頭
		肉用牛（肥育）	肥育牛 150頭
		養 豚（一貫）	繁殖豚160頭・肥育豚1600頭

【目標營農類型基本的指標】

目 標 営 農 類 型 策 定 の 前 提 条 件

1 類型の設定

内子町における主要な営農類型を設定した。

2 規模の設定

概ね 10 年後を目標に、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられるよう 他産業従事者並の生涯所得と年間労働時間を水準とした。

3 労働力

個別経営体については、主たる農業従事者 1 人を含む 1 経営体当たり 2～3 人（世帯 主 1 人、配偶者、後継者または両親等 1～2 人）とし、組織経営体については、主たる農業従事者及び補助従事者を各 2～5 人とし不足分は雇用で対応することとした。

補助従事者については、主たる農業従事者と概ね同じ労働時間として位置付けた。

4 農地条件

水田については、原則として 1 区画おおよそ 10 a 以上に基盤整備がされ、かつ効率的農作業が行える程度の連担水田とした。

樹園地については、基本的な農道が整備されている緩傾斜園で、園内作業道は、基幹のみ整備されている樹園地とし、効率的農作業が行える程度にまとまった樹園地とした。

5 栽培技術

現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。

6 使用単価等

- ①農 地 借 入 単 価 : 概ね 10 a 当たり 11,000 円
- ②補助従事者単価 : 概ね 1 人、1 時間当たり 900 円
- ③雇 用 賃 金 単 価 : 概ね 1 人、1 時間当たり 900 円

【個別経営体】

土地利用型

営 農 類 型	果樹(単作)(カキ)
経 営 規 模	〈経営面積〉 3.00ha 〈作付面積〉 カキ(富有)2.00ha カキ(刀根)1.00ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎100㎡、貯水槽50t、果樹平棚50a 〈主要農機具〉 トラック(2t)1台、管理機1台、動力噴霧機1台、 運搬車1台、スピードスプレーヤー1台 〈技術等〉 ・カキ(スピードスプレーヤー防除・平棚栽培)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	果樹(複合)(カキ・モモ・ナシ)
経 営 規 模	〈経営面積〉 2.20ha 〈作付面積〉 カキ(富有)1.00ha モモ 0.60ha ナシ 0.60ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎100㎡、貯水槽50t、果樹平棚30a 〈主要農機具〉 トラック(2t)1台、管理機1台、動力噴霧機1台、 運搬車1台、スピードスプレーヤー1台 〈技術等〉 ・カキ・モモ・ナシ(スピードスプレーヤー防除) ・カキ(平棚栽培)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	果樹(複合)(カキ・キウイ)
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.50ha 〈作付面積〉 カキ(富有)1.00ha キウイ 0.50ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎100㎡、貯水槽50t、果樹平棚80a 〈主要農機具〉 トラック(2t)1台、管理機1台、動力噴霧機1台、 運搬車1台、スピードスプレーヤー1台 〈技術等〉 ・カキ・キウイ(スピードスプレーヤー防除) ・カキ(平棚栽培)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	果樹(複合)(キウイ・モモ)
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.00ha 〈作付面積〉 キウイ 1.00ha モモ 0.50ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎100㎡、貯水槽50t、果樹平棚50a 〈主要農機具〉 トラック(2t)1台、管理機1台、動力噴霧機1台、 運搬車1台、スピードスプレーヤー1台 〈技術等〉 ・キウイ・モモ(スピードスプレーヤー防除)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	果樹(単作)(ブドウ)
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.60ha 〈作付面積〉 ブドウ(雨除け)1.00ha シャインマスカット・ピオーネ ブドウ(無加温)0.60ha シャインマスカット・ピオーネ
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 農舎66㎡、貯水槽50t、雨除けハウス100a 無加温ハウス60a 〈主要農機具〉 トラック(2t)1台、管理機1台、動力噴霧機1台、 運搬車1台、スピードスプレーヤー1台、 トラクター1台、スピードスプレーヤー1台 〈技術等〉 ・ブドウ(無核処理、スピードスプレーヤー防除)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

	水稻+果樹（ブドウ・カキ）
経営規模	〈経営面積〉 4.10ha 〈作付面積〉 水稻 0.60ha ブドウ（雨除け） 1.00ha シヤインマスカット・ピオーネ カキ 2.50ha 富有
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉 農舎100㎡、貯水槽50t、果樹棚100a 雨除けハウス100a 無加温ハウス60a 〈主要農機具〉 トラック(2t)1台、管理機1台、動力噴霧機1台、 運搬車1台、スピードスプレーヤー1台、田植機1台 動力散粉機1台、トラクター1台、コンバイン1/3台 〈技術等〉 ・水稻（大型機械の共同利用） ・ブドウ（無核処理、スピードスプレーヤー防除） ・カキ（スピードスプレーヤー防除）
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	水稻+果樹(ブドウ)
経営規模	〈経営面積〉 2.00ha 〈作付面積〉 水稻 0.50ha ブドウ(雨除け)1.00ha シヤインマスカット・ピオーネ ブドウ(無加温)0.50ha シヤインマスカット・ピオーネ
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	〈主要施設〉 農舎100㎡、貯水槽50t、果樹棚100a 雨除けハウス100ha 〈主要農機具〉 トラック(1t)1台、管理機1台、動力噴霧機1台、 運搬車1台、スピードスプレーヤー1台、 田植機1台、動力散粉機1台、 トラクター1台、コンバイン1/3台 〈技術等〉 ・水稻(大型機械の共同利用) ・ブドウ(無核処理、スピードスプレーヤー防除)
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農業従事の態様等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	葉たばこ＋水稻＋野菜(キュウリ)
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.50ha 〈作付面積〉 葉たばこ 1.10ha 水稻 0.30ha 夏秋きゅうり 0.10ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 堆肥舎共同300㎡、育苗施設共同500㎡、 パルク乾燥機共同350㎡ 〈主要農機具〉 乗用トラクター1台、成畦被覆機(アタッチメント)1台 施肥機(アタッチメント)1台、動力噴霧機1台、 軽四トラック1台、高架型作業機1台、 管理機1台、コンバイン1/5台、田植機1台、 動力散粉機1台 〈技術等〉 ・葉たばこ(自動収穫機の導入) ・水稻(大型機械の共同利用) ・夏秋キュウリ(ブレードレス台木導入)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	葉たばこ＋水稻＋乾椎茸
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.50a 〈作付面積〉 葉たばこ 1.10ha 水稻 0.30ha 乾椎茸(原木) 5,000本 5,000本/0.1ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 堆肥舎共同300㎡、育苗施設共同500㎡、 パルク乾燥機共同350㎡、農舎100㎡、貯水槽50t 定置配管防除施設一式 〈主要農機具〉 乗用トラクター1台、管理機1台、施肥機(アタッチメント) 1台、成畦被覆機(アタッチメント)1台、動力噴霧機1台、 トラック(2t)1台、動力散粉機1台、田植機1台、 コンバイン1/3台、高架型作業機1台 〈技術等〉 ・葉たばこ(自動収穫機の導入) ・水稻(大型機械の共同利用) ・乾椎茸(寒冷紗被覆栽培、高性能乾燥機の導入)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	若 松
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.8ha 〈作付面積〉 若松 0.80ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 機械格納庫兼作業場 〈主要農機具〉 トラクター1台、軽四トラック1台、切断機1台 トラック(2t)1台、動力噴霧機1台、結束機1台、 ワゴン車1台 〈技術等〉 ・若松(3年周期で収穫、改植を行う。)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

施 設 型

営 農 類 型	水稻+野菜(キュウリ・イチゴ)
経 営 規 模	〈経営面積〉 1.0ha 〈作付面積〉 水稻 0.70ha 施設イチゴ 0.10ha 半促成キュウリ 0.10ha 抑制キュウリ 0.10ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 堆肥舎共同300㎡、高施設1,000㎡ 〈主要農機具〉 乗用トラクター1台、管理機1台、成畦被覆機1台、 動力噴霧機1台、軽四トラック1台、 動力散粉機1台、田植機1台、コンバイン1/3台 〈技術等〉 ・水稻(大型機械の共同利用) ・イチゴ(高架栽培) ・キュウリ(ブルームレス台木栽培)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	菌床椎茸
経 営 規 模	〈経営面積〉 13,000床
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 機械格納庫兼作業場、浸水用貯水槽 〈主要農機〉 空調施設一式、軽四トラック1台、ハウス一式 〈技術等〉 ・菌床椎茸(空調施設導入による周年栽培、共同選別の実施)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	水稻+野菜(トマト)+乾椎茸
経 営 規 模	〈経営面積〉 0.90ha 〈作付面積〉 水稻 0.30ha 夏秋トマト 0.10ha 半促成キュウリ 0.10ha 乾椎茸(原木) 20,000本 5,000本/0.1ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 機械格納庫兼作業所100m ² 1棟 灌水施設一式、ビニールハウス1,000m ² 〈主要農機〉 トラック(1t)1台、動力噴霧機1台、 トラクター1/3台、動力散粉機1台、田植機1台、椎茸乾燥機一式、 コンバイン1/3台 〈技術等〉 ・水稻(大型機械の共同利用) ・トマト(雨除け栽培、共同選果場利用) ・乾椎茸(寒冷紗被覆栽培、高性能乾燥機の導入)
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営 農 類 型	水稻＋花卉(オリエンタルユリ・デフィニウム)
経 営 規 模	〈飼育頭数〉 1. 10ha 〈作付面積〉 水稻 0. 60ha デルフィニウム 0. 30ha オリエンタルユリ 0. 20ha
労 働 力	主たる従事者 1 人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 機械格納庫兼作業場 1 棟 簡易雨除けハウス 〈主要農機〉 軽四トラック1台、灌水施設一式、田植機 1 台、 動力噴霧機 1 台、管理機 1 台、トラクター 1 台、 動力散粉機 1 台、コンバイン1/3台 〈技術等〉 ・ 水稻(大型機械の共同利用) ・ オリエンタルユリ(切下球利用)) ・ デフィニウム(冷房育苗苗利用)
経 営 管 理 の 方 法	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

畜 産

営 農 類 型	酪農
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 経産牛 40頭・育成牛 20頭 〈経営面積〉 3ha(延べ5ha) 〈作付面積〉 トウモロコシ 3ha、イタリアン 2ha
労 働 力	主たる従事者 1 人 補助従事者 2人
生 産 方 式	〈主要施設〉 搾乳牛舎437㎡、 育成牛舎D型ハウス200㎡ 堆肥舎180㎡、尿溜、飼料タンク5t用、 バンカーサイロ30m3 〈主要農機〉 パイプラインmilkyカー、バルククーラー1500m3 バークリーナー 〈共同所有〉 トラクター(45ps)、トラック、ディスクハローロールベラー、 マニユアスプレッダー、ブロードキャスター 〈技術等〉 ・ バークリーナー、パイプライン利用 ・ 5 戸で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用
経 営 管 理 の 方 法	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ ヘルパー制度の活用による定期的な休日、休暇の確保

営 農 類 型	肉用牛(肥育)
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 肉用牛(肥育牛)黒毛和種 去勢 150頭 〈経営面積〉 1.2ha(延べ2.2ha) 〈作付面積〉 スーダン 1ha、イタリアン 1.2ha
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 肥育牛舎967㎡、堆肥舎200㎡、倉庫100㎡、飼料タンク、サイロ 〈機 械〉 ショベルローダー1台、2tダンプ1台、トラック1台、バークリーナー 〈共同所有〉 モアー1台、ハーベスタ1台、トラクター1台、マニユアスプレッダー1台、ブロードキャスター1台、ロールベアラ1台、ヘーレーキ1台、ブームスプレーヤー1台 〈技術等〉 ・飼料作物栽培用機械を共同購入 ・は育は導入から2ヶ月間カーフハッチ方式で個別管理をする。
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

営 農 類 型	養豚(一貫)
経 営 規 模	〈飼養頭数〉 繁殖豚 160 頭 肥育豚 1,600 頭
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生 産 方 式	〈主要施設〉 繁殖豚舎575㎡、育成豚舎160㎡、肥育豚舎908㎡、農舎200㎡、堆肥舎233㎡、尿貯留槽30m3、糞尿処理施設 〈機 械〉 自動給餌システム、飼料タンク 〈技術等〉 ・分娩豚房は高床式で21日離乳 ・肥育は雌雄別飼、ウェットフィーディング導入 ・種雄豚デュロック、種雌豚ランドレース×大ヨークの肥育豚3元
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施
農 業 従 事 の 態 様 等	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

第3 新に農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的な指標

第1で示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に示す規模の農業所得250万円とする。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成

内子町の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、内子町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 内子町が主体的に行う取り組み

内子町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあつせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

新規就農者等が地域内で孤立することがないよう、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

内子町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

内子町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあつせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あつせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的

に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
内子町 53.8%	

○効率的安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標」は個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

- 2 目標年次は令和5年とする。

各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、農業委員会等と連携しながら、分散錯雑の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、TPP等による新たな国際環境を見据え、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。このため、内子町担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、内子町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、内子町担い手育成総合支援協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織(「担い手部会」)を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

内子町は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、内子町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

内子町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、事業については、内子町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 内子地区、五十崎地区においては、中山間地域総合整備事業や畑地帯総合整備事業等による農地開発やほ場整備が完了しており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域である内子町においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、内子町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催にあたっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、愛媛県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を元に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定にあたって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要

件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ロ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 内子町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等の内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 内子町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業に実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 内子町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 内子町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、内子町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 内子町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 内子町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利

用集積計画を定める。

② 内子町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、内子町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 内子町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨の条件。

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

内子町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地につい

て2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることとする。

(9) 公告

内子町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を内子町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

内子町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

内子町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

内子町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 内子町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 内子町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 内子町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を内子町の掲示板への掲示により公告する。

④ 内子町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)えひめ農林漁業振興機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

内子町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農事組合法人その他の団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関かる事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を内子町に提出して、農用地利用規程について内子町の認定を受けることができる。

② 内子町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 内子町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を内子町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規定の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用

改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第9条に定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 内子町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 内子町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 内子町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実

施に関し、普及組織、農業委員会、農業協同組合、普及組織、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）えひめ農林漁業振興機構）の指導、助言を求めてきたときは、内子町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

内子町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

内子町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 6 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（愛媛県青年農業者等育成センター）や地域農業室等、普及組織等、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会に参加し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、新規就農者等の支援組織である内子町担い手総合支援協議会や町内の農業法人、先進農家等と連携して、研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう本町関係部局や教育委員会等と

連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを推進することで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町農村支援センターが主体となって愛媛県農業大学校や地域農業室等、普及組織等、農業協同組合、農業委員等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。また、青年就農給付金の就農状況確認のための面接等により、地域農業室や普及組織等を含めた関係者で当該新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、「地域計画」の作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、町担い手育成総合支援協議会と新規就農者等との交流の機会を設け、新規就農者等が地域の農業者からアドバイスを受けやすい環境を醸成する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる指導に限らず、農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、普及組織等や農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ、農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 認定新規就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等の就農に当たり、「地域計画」との整合に留意しつつ、本構想に基づく認定新規就農計画の作成を促し、青年就農給付金や認定新規就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や、県及び本町の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（愛媛県青年農業者等育成センター）、技術や経営ノウハウの習得については県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては地域農業室等、普及組織等、農業協同組合、町担い手育成総合支援協議会等が、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等が各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

(1) 内子町は県下一円を区域として、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構とともに、普及啓発活動を行うことによって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 内子町、担い手協議会、農業委員会、農業協同組合等は、農地中間管理機構が行う中間管理・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 内子町は、野菜出荷施設・果樹共同選果施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 内子町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 内子町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積・連担化による効率的作業単位の形成等

望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 内子町は、中山間地域総合整備事業（平成13年～18年度）により営農飲雑用水施設の整備を図っており、農村部の合併浄化槽設置の町単独助成制度とあわせて、定住条件の整備により、農業の担い手確保に努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

内子町は、農業委員会、普及組織等、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、内子町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、内子町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 年 月 日から施行する。

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により、農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 貸賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき内子町が認定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当時者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。

③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。